

戦没者遺骨のDNA鑑定の申請を開始します

● 身元不明の戦没者遺骨を遺族のもとへ

厚生労働省では、身元の特定されていない戦没者遺骨をDNA鑑定によりご遺族のもとへ返還する事業を行っています。

● 実施地域／硫黄島、インド、インドネシア、沖縄、樺太、旧ソ連等

(旧ソ連・モンゴル)、タイ、中部太平洋地域(ウエーク島・ギルバート諸島・ツバル・トラック諸島・パラオ諸島・マーシャル諸島・マリアナ諸島・メレヨン島)、東部ニューギニア、ノモンハン、ビスマーク・ソロモン諸島、フィリピン、ミャンマー

※令和3年(2021年)8月時点の状況

※他の地域でも戦没者遺骨の検体が採取され次第鑑定を実施します。

● 申請者／戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、甥姪など

● 申請方法／「DNA鑑定申請書」に必要な事項を記載し、メール、ファクス、郵送のいずれかの方法で提出してください。申請書は電話で請求または厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)からダウンロードしてください。

・ 電子メール
dnakantei@mhlw.go.jp

・ ファクス
03・3595・2229

・ 郵送
〒100・8916

東京都千代田区霞が関1・2・2
厚生労働省 社会・援護局事業課

DNA鑑定担当

● DNA鑑定の流れ

1. DNA鑑定実施可能と判断されたご遺族へ、DNA鑑定実施の同意書と検体採取キットを送付します。

2. 検体提供者ご自身が検体採取(専用の綿棒で口の頬の内側の粘膜を採取する簡単なもの)し、検体と同意書を厚生労働省へ郵送してください。

3. 提供した検体を厚生労働省から鑑定機関に渡し、ご遺骨とのDNA鑑定を行います。

● 費用／DNA鑑定料は国が全額負担します。

※申請書提出、検体採取キットおよび同意書の返送の際の郵送料は自己負担になります。

問 厚生労働省 社会・援護局事業課

03・3595・2219

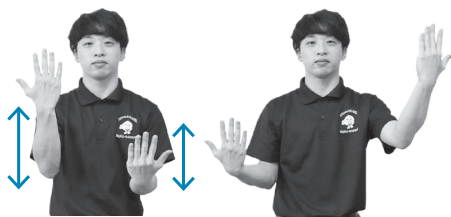
第29回

手話にチャレンジ! 「森下」

名前の伝え方を紹介します。
自分の名前を手話で表現できるように頑張りましょう!

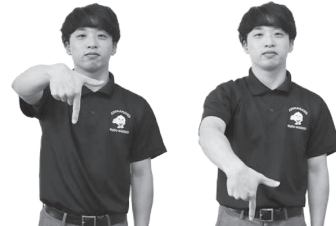
①「森」

指先を上にした両手の手の平を自分側に向け交互に上下させながら左右に開く。



②「下」

親指と人さし指を立て人さし指で下を指す。



※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。